

「第二種業内部管理統括責任者等に関する規則」に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、第二種業内部管理統括責任者等に関する規則（以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

(第二種業内部管理統括責任者の資格要件の特例)

第2条 規則第3条に規定する細則で定める者は、次のいずれかとする。

- (1) 内部管理部門の責任者であって、取締役会その他経営の意思決定及び業務執行に関する会議体の議事の内容を確認できる者（電子申込型以外の自己募集その他の取引等に係る内部管理を担当する登記された役員がない場合に限る。）
- (2) 電子申込型以外の自己募集その他の取引等に係る内部管理業務の責任者であって、取締役会その他経営の意思決定及び業務執行に関する会議体の議事の内容を確認できる者（電子申込型以外の自己募集その他の取引等に係る内部管理を担当する登記された役員がない場合に限る。）

(第二種業内部管理統括責任者の研修の受講の特例)

第3条 規則第7条第1項に規定する細則で定める者は、本協会が実施する所定の研修の受講の免除を希望する事業年度に、日本証券業協会の「協会の内部管理責任者等に関する規則」第8条第1項に規定する内部管理統括責任者研修又は同第2項に規定する内部管理統括補助責任者研修を受講し、別に定める様式による届出書を本協会に提出した者とする。

付 則（平成23年5月20日）

この細則は、内閣総理大臣から金融商品取引法第78条第1項に規定する金融商品取引業協会として認定された日（平成23年6月30日）から施行する。

付 則（平成24年2月3日）

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第2条見出しを新設。

(2) 第 3 条を新設。

付 則（平成 27 年 5 月 26 日）

この改正は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 44 号）附則第 1 条本文に規定する日（平成 27 年 5 月 29 日）から施行する。

（注）改正条項は、次のとおりである。

第 2 条第 1 号及び第 2 号を改正。